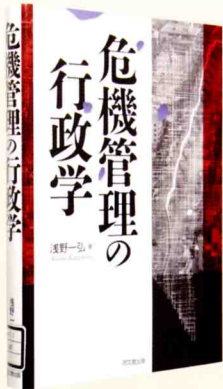


危機管理の行政学



浅野一弘 著
同文館出版
2010.10

これまでの人生において、一度は、「危機管理」ということばを耳にしたという方が、ほとんどではなからうか。それは、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災以降、日本において、このことばが、一般的にもちいられるようになったからだ。こうした傾向に拍車をかけたのが、2001年9月11日に米国でおこった同時多発テロ事件であった。この悲惨なできごとを受けて、「危機管理」という用語が、皮肉にもより身近なものとなった。その結果、近年では、新型インフルエンザや情報流出をめぐるニュースにおいても、「危機管理」というワードが多用されることとなった。

こうしたなかで、「危機」の概念も多様化してきたことはいうまでもない。日本では、当初、自然災害

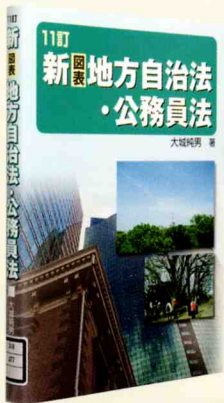
を中心に、「危機」ととらえるケースが大半であった。だが、近年では、テロをはじめ、地方自治体の財政破綻にいたるまで、その領域は、拡大の一途をたどっている。しかも、一人暮らしの高齢者が増加してくるなかで、高齢者への振込詐欺や孤独死をも「危機」とみなす行政機関も増加してきているようだ。

拙著では、こうした「危機」概念の多様化とともに、行政機関の「危機管理」策がどのような変貌をとげてきたのかについて、検討をおこなっている。この機会に、ご笑覧いただき、「危機管理」の意味についてお考えいただければ、幸甚である。

指定図書コーナー [317.1 || A87]

浅野一弘(法学部教授)

新・図表地方自治法・公務員法 第11訂



大城純男 著
東京法令出版
2010.8

いわゆる「地方分権推進一括法案」が成立した1999年には全国に3,232の市町村が存在したが、2011年2月現在1,727市町村と、「平成の大合併」のためにおよそ半減してしまっている。

2009年の政権交代後、「地域主権」の確立を目指して、地域主権戦略会議や地方行財政検討会議が設置され、検討が進められている。

また、国・地方を含めて、公務員のありかたを根本的に見直す「公務員制度改革」の推進が求められている。

しかし、現行の地方自治制度そのものが、多くの条文改正が重ねられるなどして、一般国民や学生はもちろん、日ごろ実務に携わっている国家・地方公務員、政治家、研究者などにとっても、全体像を理解することが困難となっている。

そこで本書では、現行の地方自治・公務員制度を分かりやすく、しかも全体を概観できるよう、図表を活用して説明・解説している。

本書の特徴は次のとおりである。

- ①視覚的に理解がしやすいように、文章よりも図表を多用して、制度を一覧できるように努めた。
- ②解説について、内容の重複を恐れずに、立体的・多角的な解説を試みた。

③解説には**全て根拠条文**を示し、読者自身が条文にアクセスして、理解を深めることが出来るよう配慮した。

④**準用規定**が多用されている条文については、個々の条文にあたらなくても一通りの理解ができるよう解説を工夫した。

⑤条文自体が多段的な修飾関係のために分かりにくいものなどについては、**条文の文章の構造**そのものを図式的に展開して解説を試みた。

⑥読者の理解を助けることが出来るような**独自の分類や類型化**を行った。

⑦以上を通じて、**法律学的な解釈論よりも、制度の概要を鳥瞰**できるよう努めた。

1985年に初版を刊行し、それから四半世紀を経た2010年8月に第11訂版を発行した。これまで3万冊を超える印刷をしてきている。

今後も、学生や研究者の方々はもちろん、国家・地方公務員や政治家、一般の国民・市民の皆さんなどに、広く本書をご活用いただければ幸いである。

第2開架閲覧室 [318 || O77]

大城純男(法学部教授)